

■個人情報保護審議会への諮問事項（概要）

●必須事項 ○任意事項

（諮問事項1）○条例要配慮個人情報について

⇒ 法で規定する要配慮個人情報のほかに、地域の特性、その他の事情に応じて条例で定めることができる条例要配慮個人情報については、当該項目を規定したとしても一般的な個人情報と異なる、取得や提供に関する取扱い制限を設けることができないことから、改正法に伴う条例案に条例要配慮個人情報を規定する必要性は認められないと考えます。

（同 2）○個人情報ファイルとは別の帳簿に係る作成・公表について

⇒ 法定義務となる個人情報ファイル簿を作成・公表します。ただし、現行条例の規定による個人情報取扱事務開始届は、記載事項等が重複しており、よく似た2つの帳簿を策定することになると、市民にとって検索しにくさや分かりにくさが生じる可能性があることから、改正法に伴う条例案に、個人情報ファイル簿以外に、個人情報取扱事務開始届を作成・公表する規定を設ける必要性は認められないと考えます。

（同 3）○自己情報の開示等請求における不開示情報の範囲について

⇒ 法と本市情報公開条例との間で不開示情報の範囲について、特に齟齬は生じないことから、改正法に伴う条例案に不開示情報の調整規定を設ける必要性はないものと考えます。

（同 4）○自己情報の開示決定等の期限について

⇒ 開示決定等の期限については、改正法では原則期間、延長期間とも30日となっていますが、これを採用すると現行条例の期間を大幅に伸ばすことになり、請求者に不利益な変更となる印象を与えるおそれがあるため、現行条例の取扱いを継続し、改正法に伴う条例案において、原則期間は、開示は14日以内、開示以外の訂正、利用停止は29日以内とし、延長期間を15日以内としたいと考えます。

なお、原則期間は、初日参入から初日不算入に期間計算の方法が変更となるため、表記上、現行条例の日数から1日減となります。

（同 5）○自己情報の訂正請求等における開示請求前置について

⇒ 法は、訂正請求等を行う際、まず開示請求を行うことを求めています。現行条例ではそうした開示請求前置主義を採用していません。現行どおりの運用を継続したとしても訂正請求等の制度の運用に支障が生じることは想定しにくいことから、改正法に伴う条例案に開示請求前置主義は採用しないことを規定したいと考えます。

（同 6）苦情処理委員の継続の要否について

⇒ 現行条例において平成14年7月以降、個人情報苦情処理委員を設置してきまし

たが、国において平成 28 年に個人情報保護委員会が設置され、同委員会において相談ダイヤルが設けられています。また、同委員会は民間事業者に対して勧告や命令・緊急命令、その公表といった措置を取ることができ、さらに、改正法の施行により地方公共団体を含む行政機関の長等に対し、実地調査や指導・助言・勧告を行うことができることとなります。

また、府内中核市及び北摂他市においては、苦情処理委員は設置されておらず、本市においても制度開始以降 2 件の実績があるのみです。

こうした状況を踏まえ、改正法に伴う条例案に引き続き苦情処理委員の規定を設ける必要性は認められないと考えます。

(同 7) ○審議会への諮問について

⇒ 現行条例では、個人情報の収集、目的外利用・外部提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件としてきましたが、改正法のもとでは、こうした取扱いは認められません。しかし、制度の運用ルールの細則を設けることや条例の改正にあたり、審議会へ諮問することは可能とされていることから、市として、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審議会の意見を聴くことができるよう、改正法に伴う条例案に審議会への諮問について規定したいと考えます。

(同 8) ●自己情報の開示請求に係る手数料について

⇒ 現行条例では、自己情報に係る開示手数料を徴収せず、コピー代等の実費相当額のみを徴収しています。現行どおりの運用を継続するため、改正法に伴う条例案では手数料を無料とし、コピー代等の実費相当額のみ負担が生じる旨を規定したいと考えます。

(同 9) ○行政機関等匿名加工情報に係る手数料について

⇒ 国や独立行政法人等については、令和 4 年 4 月から行政機関等匿名加工情報の提案募集制度が始まっていますが、それ以前から匿名加工情報と同様の非識別加工情報の提案募集制度が設けられてきました。しかし、実績としては独立行政法人に対して 1 件の提案があるのみです。また、加工には専門的知識が必要とされていますが、先行する国や独立行政法人等においても実績がほとんどなく、ノウハウの蓄積もないことから、匿名化が不十分であれば個人情報の漏えいにつながりかねません。

よって、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人については、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間、任意であるとしていることから、行政機関等匿名加工情報に係る早急な提案募集は控えることとし、国や都道府県等の状況を注視し、制度に対するニーズを把握するとともに、データ利活用の前提となる個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、加工に必要な知識やノウハウを研究していきたいと考えます。

それに伴い、当該手数料についても、改正法に伴う条例案への規定は行わないことにしたいと考えます。